猪名川町ふれあい収集

(R2.8.20 修正)

ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方々に対する戸別収集を実施しております。

「ふれあい収集」は、家庭から排出されるごみを自らごみステーションまで 持ち出すことが困難な高齢者や障害者世帯に対し、戸別にごみの収集を行うと ともに、補助的に安否の確認を行うサービスです。

【対象世帯】

対象世帯は、本町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の 規定により、本町の住民として記録されている者のうち、自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者、又は障害者によって構成される世帯であって、次のいずれかに該当する世帯とします。ただし、地域や身近な人、 親族等によるごみ出しの協力が得られる場合を除きます。

- ① 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定を受けている者で、おおむね65歳以上の一人暮らしの世帯又はおおむね65歳以上の者で構成されている世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、一人暮らしの障害者の世帯又は障害者で構成されている世帯
- ③ その他町長が必要と認める世帯

【申込方法】

申請手続きは、本人又はそのご家族の他、地域の民生委員や担当ケアマネージャーを通じて行って頂いても構いません。

【調査・決定】

- ○申請書の提出があった場合は、直接職員が訪問し、申請内容等について面談 調査を行い、必要要件を確認の上「ふれあい収集」の実施の決定を行います。 必要に応じ民生委員や担当ケアマネージャーにも意見を聞くことがあります。
- ○後日、「猪名川町ふれあい収集決定通知書」にて、調査の結果を通知します。
- ○調査の段階で、猪名川町に保有している申請者の個人情報の内容を確認する ため、使用することを同意していただきます。

【連絡事項】

- ○ふれあい収集を行うことが決まった時は、地域の民生委員に申請者のお名 前・ご住所を知らせます。
- 〇ごみが出ておらず、お声がけしても返事がない場合は、緊急連絡先及び地域 の民生委員等に知らせる場合があります。
- ○ふれあい収集は、ごみの収集が主な業務であり、安否確認は補助的に行うも のであるため、十分な対応ができない場合がありますので、あらかじめご了 承ください。

【収集方法等】

- 〇収集するごみは、猪名川町で収集を行っている全ての一般家庭ごみです。
- 〇ごみカレンダーの「燃えるごみ」の日(月曜日と木曜日)に収集します。(祝日の場合も実施します。)
- 〇収集時間は、午前8時45分から行います。
- 〇ごみは分別して、無色透明又は無色半透明のビニール袋に入れた後、利用者 が玄関等に用意する「ごみ収集容器」等に入れてください。
- ○大型ごみ(有料)を出す場合は、必ず事前にクリーンセンターへ連絡してください。
- 〇一度に多量に出されると回収できないことがありますので、小分けにして複数回でお出しください。

【安否確認】

- ○基本的に玄関等にごみが出されている場合や収集不要等の意思表示がある場合は、安否確認は行いませんが、収集不要等の意思表示がなくごみが出ていない場合には、声かけをし、ごみ出しの有無と安否確認を行います。
- ○声かけに応答がない場合は、クリーンセンターからご本人へ電話連絡を行い、 所在が確認できない場合は緊急連絡先(申請時に伺っている親族、地域の民 生委員、担当ケアマネージャー等)へ連絡して確認します。
- 〇ごみを出さない場合は、玄関等に収集不要の看板等の意思表示をしてくださ い。
- ○長期不在の場合は、事前にクリーンセンターにその旨の連絡をしてください。
- ○緊急連絡先は、必ず記入してください。又、変更になった場合は、速やかに クリーンセンターまで連絡をしてください。

【問合せ】

猪名川町クリーンセンター TEL 768-0818 FAX 768-0092